意見書の要旨

小金井都市計画生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を令和８年１０月１日から２週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１７条第２項の規定により、１通（１人）の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名称	意見書の要旨	小金井市の見解
小金井都市計画 生産緑地地区	Ⅰ　賛成意見に関するもの なし Ⅱ　反対意見に関するもの なし Ⅲ　その他の意見 １通（１人） １　都市計画に関する意見 なし ２　その他の意見 今般、「生産緑地の機能の維持が困難となった」合計４８．８４ｈａの生産緑地地区のうち、「生産緑地地区」の用途削除対象となる２７．２ｈａの多くは、将来、宅地開発が予定されていると思料する。 生産緑地地区は、「生産緑地」の機能維持が困難となっても、様々な副次的な生態系サービス機能を有しており、周辺マイクロ気象環境の安定化や動植物の生息地としても大	Ⅰ　賛成意見に関するもの なし Ⅱ　反対意見に関するもの なし Ⅲ　その他の意見 １　都市計画に関する意見 なし ２　その他の意見 今回の都市計画案は、変更前は１８６件・面積約５０．５６ｈａを、変更後は１８１件・面積約４７．８４ｈａとするもので、全部削除が５件、一部削除が１０件の合計約２．７２ｈａを削除することとしており、変更の理由は、買取り申出に伴う行為制限の解除等により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除することとしております。

	いなる貢献をしている。 　特に、全面削除となる番号８（東町二丁目地内）、１５（東町三丁目地内）、１０１（緑町五丁目地内）、１９２（貫井北町三丁目地内）、２５８（貫井南町五丁目地内）、並びに、削除面積が大きく面的な影響が大きい４（東町一丁目地内）、２４９（貫井南町四丁目地内）及び２５８（貫井南町五丁目地内）について、今回変更となる都市計画内において、生産緑地地区の削除に伴う周辺地域への環境・社会面での負の影響について、想定される影響を予測し、必要な緩和策をとることを都市計画内でも検討し、実行することを強く提言する。 　近年の宅地開発の加速化に伴い、今後も、生産緑地地区の用途削除対象が拡大することが懸念される。一つ一つの土地の面積は小さくとも、今回のように、合計２７．２ｈａの土地が開発対象となると、小金井市のような小規模な自治体ではそれなりに大きなインパクトを与える土地用途の転換といえる。残る生産緑地地区について、機能維持が困難であることを理由に、民間での土地の買取りが進む前に、行政として、現存する緑地保全対策を行う等の未然の措置を行うよう、強く求める。	生産緑地は、建築物の建築や宅地造成など、農林漁業以外の土地利用が制限されておりますが、生産緑地法では、生産緑地の所有者は、告示の日から３０年を経過する日以後や生産緑地の主たる従事者が死亡又は従事することが不可能となった際に、市町村長に対して買取り申出を行うことができることとなっており、買取り申出があってから市や他の地方公共団体等の買取りが無く、さらに、他の農業者へのあっせんが成立しない場合、買取り申出から３ヵ月で行為制限が解除されるものです。 　なお、小金井市都市計画マスタープラン（令和４年８月）では、「農地に生産緑地地区を指定し、生産緑地地区に特定生産緑地制度及び貸借制度を活用することにより、都市農地の維持・保全を推進します。」としており、生産緑地を指定するための周知として、年に１回、市報やホームページで周知するとともに、農業委員会や関係機関と連携して年間を通じて追加相談を受けている旨の情報提供を行っております。さらに、所有者の意向により市民農園等で貸借していただける場合は、農業委員会や関係機関と連携し、緑地の保全に努めております。 　市としましては、引き続き、農業委員会や関係機関と連携し、緑地の保全に努めたいと考えております。